

平成 27 年 10 月 26 日

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則」に基づく情報連携に関するQ&A（平成 27 年 10 月 26 日時点）

※ このQ&Aは、必要に応じて更新することを予定しています。

目次

1 : 独自利用事務の情報連携一般に関する質問

Q 1 - 1 独自利用事務に係る他機関との情報連携を行う場合、どのような事務処理手順になりますか。	1
Q 1 - 2 情報連携の対象となる独自利用事務の事務類型は、規則に明文で規定されていますか。	1
Q 1 - 3 情報提供側の地方公共団体において、照会に応じて特定個人情報を提供できるよう条例制定する必要がありますか。	1
Q 1 - 4 情報連携の対象となる独自利用事務については、必ず情報連携を行わなければならぬのですか。各団体の判断により、情報連携を行わないということも可能ですか。	1
Q 1 - 5 独自利用事務として個人番号は利用するが、他機関との情報連携を行わない場合には、独自利用事務について条例を制定する必要があるものの、特定個人情報保護委員会への届出は不要という理解でよろしいですか。	2
Q 1 - 6 一つの独自利用事務において複数の法定事務に準ずるとして届出することはできますか。	2
Q 1 - 7 規則第 3 条第 1 号に規定する「趣旨又は目的の同一性」は、どのように判断すればよろしいですか。	2
Q 1 - 8 規則第 3 条第 2 号に規定する「事務内容の類似性」は、どのように判断すればよろしいですか。	3
Q 1 - 9 規則第 3 条第 3 号に規定する「提供者の同一性」は、どのように判断すればよろしいですか。	3
Q 1 - 10 規則第 3 条第 3 号において、「提供者」は同一とありますが、「照会者」については記載がありません。法定事務における情報照会者と、独自利用事務における情報照会者は、異なる主体でもよいのですか。	3
Q 1 - 11 規則第 3 条第 3 号の「情報提供者と同一又は当該情報提供者のいずれかに該当する者」のうち、「いずれかに該当する者」は、具体的に何を指していますか。	3

- Q 1－12 独自利用条例において定める提供を求める特定個人情報の範囲を、番号法別表第二において定められているもの全てではなく、一部のみとしてもよいですか。例えば住民票関係情報と地方税関係情報の提供が認められている場合、住民票関係情報は取得せずに、地方税関係情報のみ取得する場合等を想定しています。4
- Q 1－13 規則第3条第3号に規定する「特定個人情報の範囲」が「同一又はその一部」とはどのような意味ですか。4
- Q 1－14 参照する情報が異なる場合（例えば法定事務では保護者の市町村民税所得割額が提供の対象となっているが、当該法定事務に準ずることとする独自利用事務においては市町村民税均等割額の提供を求みたい場合等）は、当該特定個人情報を取得することは可能ですか。4
- Q 1－15 番号法別表第二主務省令において、例えば「納税義務者」の市町村民税に関する情報とあるものにつき、「その配偶者や扶養義務者」又は「世帯分離者」の市町村民税に関する情報にまで範囲を拡大して取得することができますか。これも、規則第3条第3号の「特定個人情報の範囲と同一」といえますか。4
- Q 1－16 事務の遂行において「地方税関係情報」が必要なのですが、準ずる法定事務では「地方税関係情報」が取得できません。番号法別表第二の準ずる法定事務において提供の対象となる特定個人情報以外についても、独自利用事務の情報連携の対象となりますか。4
- Q 1－17 情報連携の対象となる独自利用事務は、実質的に「上乗せ・横出し事務」に限られてしまうのですか。5
- Q 1－18 同一団体他機関間の情報提供においても、独自利用事務の情報連携の対象になるのですか（例：同一地方公共団体の知事部局と教育委員会間での提供の場合）。5
- Q 1－19 情報提供ネットワークシステムを使用することや、番号法第22条第1項の情報提供者の提供義務、同条第2項の添付書類の省略に関する規定、第23条の情報提供等の記録に関する規定、第69条の罰則規定は、独自利用事務の情報連携に適用されるのですか。5
- Q 1－20 同じ窓口で複数の独自利用事務を行う場合、まとめて一つの独自利用事務として情報連携することは可能ですか。6
- Q 1－21 同じシステムで複数の独自利用事務を行う場合、まとめて一つの独自利用事務として情報連携することは可能ですか。6
- Q 1－22 事務の単位はどのように考えればよいですか。「審査」は○の項、「決定」は△の項など、事務の過程ごとに別の法定事務に準ずるとして届出することはで

きますか。	6
Q 1－23 平成 27 年 9 月 3 日に番号法が改正され、独自利用事務の情報連携を行う根拠規範が、番号法第 19 条第 14 号及び同号に定める規則から番号法（改正番号法）第 19 条第 8 号及び同号に定める規則となりますですが、独自利用事務の情報連携に関する手続も大幅に変更になるのですか。	6
2：独自利用事務の根拠規範に関する質問	
Q 2－1 独自利用事務の根拠規範は、条例で定められている必要がありますか。規則や要綱でも定められていても情報連携することは可能ですか。	6
Q 2－2 A 2－1 で「公知性を担保するため、インターネット等でその内容を公表する」とありますが、インターネット以外では何が想定されますか。窓口で要綱等を閲覧できるようにするという対応は可能ですか。	7
Q 2－3 現在、本市では要綱等は公表していません。独自利用事務の情報連携をするためには、いつまでに要綱等を公表すればよいですか。	7
Q 2－4 要綱等を公表する際、公表するのは関係条文の抜粋でよいですか。条文全て公表しなければいけないですか。	7
Q 2－5 当該特定個人情報を取得及び利用できる根拠が、条文から明確に読み取れません。このような場合でも、特定個人情報は取得することはできますか。 ..	7
Q 2－6 根拠規範は条例ですが、独自利用事務の情報連携を希望する特定個人情報の取得及び利用できる根拠規定が規則等の下位規範に委任されている場合は、届出書の記載及び公表はどうすればよいですか。	8
Q 2－7 特定個人情報を取得及び利用できる根拠規定として、「市長が別に定めるもの」としか記載されていない場合でも、特定個人情報を取得できますか。	8
Q 2－8 根拠規定が本文ではなく、申請書などの様式にしか記載されていない場合でも、特定個人情報を取得できますか。	8
Q 2－9 国からの通知のみを根拠に事務を実施している場合など、地方公共団体において独自の根拠規範を持っていない場合でも、特定個人情報を取得できますか。	8
Q 2－10 県から補助金を受け取るために地方税関係情報を取得しているのですが、当該情報を取得できる根拠規定がありません。この場合でも、特定個人情報を取得できますか。	8
Q 2－11 根拠規範に、A 1－7 でいう「キーワード」がないのですが、趣旨又は目的が同一であることは間違いありません。なお、本独自利用事務における根拠規範は条例なので、このためだけに改正を行うのは現実的ではありません。この場合、どのように対応すればよろしいですか。	8
Q 2－12 根拠規範において、提供を求める情報についてどの程度の粒度で記載されて	

いれば、「特定個人情報を取得できる根拠」と認められるのですか。例えば要綱等において「助成を受ける者の要件」として「市県民税の所得割非課税の者」と明記している場合には、その規定が地方税関係情報を取得できるための根拠と認められますか。 9

3 : 情報連携の対象となる事例に関する質問

- Q 3 - 1 第 55 回特定個人情報保護委員会において公表された情報連携の対象となる独自利用事務の事例について、どのような理由でこれらの事務を対象としたのですか。 9
- Q 3 - 2 ここに示されていない独自利用事務については、情報連携の対象とはならないということですか。 9
- Q 3 - 3 示されている事務について、一つの条例で処理しており、対象者ごとに準ずる法定事務を分離することで事務が煩雑になることが予想されます。準ずる法定事務をどれか一つにまとめて届出をすることは可能ですか。 9
- Q 3 - 4 たとえば子どもの医療費助成の事務について法別表第二の第 9 の項や第 74 の項に準ずることができるなど、準ずることができると法定事務が複数示されている独自利用事務について、どちらを選択するのが適切ですか。 10
- Q 3 - 5 全ての医療費助成に関する事務を一つの条例、一つの窓口で行っているのですが、対象者ごとに分けて法定事務に準じなければいけないのですか。 10
- Q 3 - 6 医療費の助成に関する事務や手当の支給に関する事務について、委員会で示された事務類型の対象者と、本市の事務における対象者が一致しているか判断できません。直接委員会に問い合わせてもよろしいですか。 10
- Q 3 - 7 A 1 - 7 で、趣旨又は目的が同一であるためには対象者が原則法定事務と一致していることがあります、番号法別表第二の 113 の項の「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」について、本来の対象者である「高等学校等の生徒等」だけではなく、小中学生や幼稚園児まで対象を広げた理由は何ですか。 10
- Q 3 - 8 番号法別表第二の 113 の項の「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」は、申請者に対して支給することとされていますが、独自利用事務において、高校等の設置者に対して補助金を支出する方式を採用することは可能ですか。 10
- Q 3 - 9 授業料等の「免除」の事務を、支援金等の「支給」の事務に類似していると判断してよろしいですか。 11
- Q 3 - 10 保育料の補助金の支給に関する事務についても、番号法別表第二の 113 の項の「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」に準ずることは可能ですか。 11

- Q 3-11 番号法別表第二の 113 の項の「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」について、対象者を大学生や専門学校等まで広げることは認められますか。 11
- Q 3-12 高等学校等の学び直し等のための就学支援金の支給に関する事務の場合、対象者の年齢に上限はありますか。 11
- Q 3-13 通学費の補助金の支給に関する事務について、番号法別表第二の 113 の項の「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」に準ずることは可能ですか。 12
- Q 3-14 就学援助に関する事務について、なぜ医療費だけ独自利用事務の情報連携の対象とならないのですか。医療費もまとめて対象とすることは可能ですか。 12
- Q 3-15 独自利用事務の「学資の貸与に関する事務」について、卒業後の返還免除規定があります。この場合「貸与」を「支給」とみなして、番号法別表第二の 113 の項の「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」に準ずることは可能ですか。 12
- Q 3-16 情報連携の対象となる独自利用事務の事例として記載されている「特別支援教育就学奨励費に関する事務（負担金に係る事務）以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務（補助金に係る事務）」について、独自利用事務として条例を定める場合、どのように規定すればよろしいですか。（例：○○に関する事務であって規則で定めるもの） 12
- Q 3-17 「特別支援教育就学奨励費に関する事務（負担金に係る事務）以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務（補助金に係る事務）」について、独自利用事務として条例を定める場合、次の者は対象になりますか。①特別支援学校の小学部及び中学部のうち法定事務の対象とならない児童生徒又はその保護者②特別支援学校の幼稚部及び高等部の専攻科の児童生徒又はその保護者③小・中学校及び中等教育学校前期課程の特別支援学級に在籍する児童生徒又はその保護者④小・中学校及び中等教育学校前期課程の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒又はその保護者 13
- Q 3-18 番号法別表第二の 31 の項の「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」について、番号法別表第二主務省令第 22 条第 10 号で「公営住宅法第 48 条の条例で定める事項に関する事務」と規定されていますが、この範囲が分からなかったため、法定事務として連携できるのか、独自利用事務として情報連携を検討するのか判断がつきません。法定事務（独自利用事務）の範囲はどのように判断すればよいのですか。 13
- Q 3-19 A 2-9 では、「各地方公共団体において独自の根拠規範が必要」とあります

が、「行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務」は国からの通知（昭和 29 年 5 月 8 日付社発第 382 号厚生省社会局長通知）に基づいています。情報連携するためには、新たに要綱等を定める必要はありますか。	13
Q 3-21 番号法別表第二の 94 の項の「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務」のうち「保険給付のうち、市町村特別給付の支給に関する事務」と「地域支援事業の実施に関する事務」並びに番号法別表第二第 108 の項の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務」のうち「地域生活支援事業の実施に関する事務」は、まだ主務省令が制定されておりませんが、独自利用事務として情報連携は可能ですか。	14
Q 3-22 別紙「情報連携の対象となる番号法第 9 条第 2 項の条例で定める事務の事例等について」の 9(1)アに記載されている「介護者に介護用品等を支給する場合であって、当該事務の効果が要介護者に明らかに及ぶ場合」とはどのような場合ですか。	14
Q 3-23 電話・寝具の貸与について、「貸与」とありますが、原則として返還する必要がないため実質的には「支給」に近いものとなっています。このような場合に、「支給」とみなして番号法別表第二の 108 の項の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務」に準ずること可能ですか。	15
Q 3-24 利用者から費用を徴収している給付事務についても、金銭及び物品を支給するもの（経済的利益の移転）と整理することは可能ですか。	15
Q 3-25 情報連携を希望する事務について、「法定事務」なのか「独自利用事務」なのか判断がつきません。このような場合は、特定個人情報保護委員会に確認すればよいですか。	15

4 : 登録、届出等の手続に関する質問

Q 4-1 ヒアリングに提出していない事務についても、今回事前登録及び届出することは可能ですか。	15
Q 4-2 事前登録をした場合、必ず届出をしなくてはいけませんか。検討の結果、最終的に届出をしないという対応は可能ですか。	15
Q 4-3 事前登録期間を超過してしまった後、検討の結果、やはり届出をするという対応は可能ですか。	15
Q 4-4 事前登録期間は一度だけですか。	15
Q 4-5 事前登録は、機関別（首長、教育委員会等）で登録する必要がありますか。それとも、団体としての件数を登録すればよいですか。	16

- Q 4－6 事前登録すべき対象事務件数は、どのように考えればよいですか。 16
- Q 4－7 正式な届出をする前に、特定個人情報保護委員会に内容を確認してもらう必要がありますか。 16
- Q 4－8 独自利用に係る条例を制定する前の案段階でも、委員会へ届出をすることはできますか。 16
- Q 4－9 平成 29 年 7 月からの情報連携に間に合わせるためには、いつまでに条例を制定すればよいのですか。 16
- Q 4－10 届出をする際、根拠となる条例、規則、要綱等は、「施行」されている必要がありますか、それとも「公布」されていればよいですか。 17
- Q 4－11 事務処理特例の対象としている事務を独自利用事務とした場合、事前登録の主体は都道府県ですか、市区町村ですか。 17
- Q 4－12 事務処理特例の対象としている事務を独自利用事務とした場合、届出の主体は、都道府県ですか、それとも事務処理を行っている市区町村ですか。 17
- Q 4－13 今後、番号法の改正、主務省令の改正があると、独自利用事務として定めるべき事務の内容が変更する可能性があります。その際には、届出を再度提出する必要がありますか。 17
- Q 4－14 届出の内容は、特定個人情報保護委員会においてどのような形で公表されるのですか。 17
- Q 4－15 届出の内容を、自団体のホームページ等で公表する必要はありますか。 18
- Q 4－16 今回のようなヒアリングは、今後も定期的に開催されるのですか。 18
- Q 4－17 平成 29 年 7 月からの情報連携を第一弾とした場合、第二弾以降はいつから開始となりますか。 18
- Q 4－18 平成 30 年 4 月から情報連携を開始する事務のスケジュールについては、いつ頃に示されるのですか。 18
- Q 4－19 平成 30 年 4 月以降において情報連携が可能な事務は、どのように検討されるのですか。 18
- Q 4－20 どのような変更について、規則第 4 条第 5 項の届出が必要となりますか。 18
- Q 4－21 届出から公表まで、どの程度時間がかかりますか。 18
- Q 4－22 最後までスケジュールが記載されていませんが、いつ頃確定しますか。 19

5：改正番号法第 26 条において読み替える第 22 条に基づく条例（限定条例）に関する質問

- Q 5－1 この条文で規定されている「個人情報保護委員会規則」はいつ頃定められますか。また、この手続は具体的にどのようなものになるのですか。 19
- Q 5－2 各地方公共団体は、限定条例の制定及び委員会への申出をするか否かについて、どのような情報をもとに判断すればよいですか。委員会側からの情報提供

	はありますか。	19
Q 5－3	各団体における限定条例の制定状況は公表されるのですか。	19
Q 5－4	今後、当該条例の書きぶりのイメージなどは示されますか。	19
6 : その他		
Q 6－1	規則第 2 条において、地方税関係情報については本人同意が必要と規定されていますが、なぜ独自利用事務の連携の場合だけ本人同意が必要になるのですか。	19
Q 6－2	番号法第 19 条第 7 号の情報連携において、本人同意が必要な事務とはどの事務になるのですか	19

本Q&Aにおける語句の説明

- ・**番号法**：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
- ・**規則**：番号法第19条第14号の規定に基づき同条第7号に準ずるものとして特定個人情報保護委員会が定める特定個人情報の提供に関する規則
- ・**法定事務**：番号法別表第二の第二欄の事務
- ・**独自利用事務**：番号法第9条第2項の条例で定める事務
- ・**情報連携**：情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を取得・提供すること
- ・**3要件**：規則第3条各号に掲げる要件

1：独自利用事務の情報連携一般に関する質問

Q 1－1 独自利用事務に係る他機関との情報連携を行う場合、どのような事務処理手順になりますか。

A 1－1 まず、各団体において、独自利用事務について条例を制定し、当該独自利用事務と法定事務を比較・検討し、規則第4条第1項に基づき、同条各号に掲げる事項を、委員会の定める様式により委員会に届け出ます。

委員会は、必要に応じて当該団体に説明や訂正を求めます（規則第4条第2項）。その後、3要件に該当すると委員会が認めたときは、その旨を総務大臣に通知し（規則第4条第3項）、必要な諸手続（現在検討中です。）を経て、情報連携が可能となります。

なお、当該独自利用事務の情報連携について、円滑な事務の執行が可能となるように、委員会にて平成27年5月末から7月上旬にかけ、希望する地方公共団体に対しヒアリングを実施したところです。

Q 1－2 情報連携の対象となる独自利用事務の事務類型は、規則に明文で規定されていますか。

A 1－2 各地方公共団体が条例で定める独自利用事務は多種多様であり、個別に規則で規定することは困難であるため、具体的な事務類型までは規定することとはしていません。あくまで情報連携するための要件等を規定することとしています。規則については、当委員会のホームページ（<http://www.ppc.go.jp/legal/laws/>）をご覧ください。

Q 1－3 情報提供側の地方公共団体において、照会に応じて特定個人情報を提供できるよう条例制定する必要がありますか。

A 1－3 情報提供側の団体において条例制定する必要はありません。

Q 1－4 情報連携の対象となる独自利用事務については、必ず情報連携を行わなければ

ならないのですか。各団体の判断により、情報連携を行わないということも可能ですか。

A 1－4 それぞれの事務について、個人番号の利用及び情報連携の必要性を貴団体で検討し、判断していただくこととなります。なお、独自利用事務の情報連携の実施に当たっては、その前提となる独自利用事務において特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護評価の実施が必要となること（番号法第27条第1項柱書）、また特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに基づく安全管理措置の実施（番号法第12条）が必要になりますのでご留意ください。

Q 1－5 独自利用事務として個人番号は利用するが、他機関との情報連携を行わない場合には、独自利用事務について条例を制定する必要があるものの、特定個人情報保護委員会への届出は不要という理解でよろしいですか。

A 1－5 お見込みのとおり、委員会への届出は不要です。

Q 1－6 一つの独自利用事務において複数の法定事務に準ずるとして届出することはできますか。

A 1－6 独自利用事務と当該事務に準ずる法定事務は一対一で対応している必要があるため、一つの独自利用事務が複数の法定事務にまたがって準ずるものとして届出することはできません。

Q 1－7 規則第3条第1号に規定する「趣旨又は目的の同一性」は、どのように判断すればよろしいですか。

A 1－7 以下の二つの条件を満たすものとしています。

(1) 対象者が原則として一致すること。

法定事務の対象者と独自利用事務の対象者が原則として一致することが必要であることとしています。個別の法定事務によっては、対象者の拡大を認めている場合がありますので、第55回特定個人情報保護委員会の資料をご覧ください。なお、対象者については、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められており、かつ、公表されているものとしています。

(2) 目的規定の書きぶりにおいて、原則としてキーワードが一致すること。

法定事務の趣旨・目的と、独自利用事務の趣旨・目的が一致することが必要であることとしています。具体的には、独自利用事務の根拠規範の目的において、法定事務の根拠法律の目的規定に定めるキーワードが用いられており、実態的にも一致するものと考えられることが必要としています。なお、根拠規範の目的規定においてこれらのキーワードが用いられていない場合であっても、実態があり、他の規定等からそれらが読み込める場合には、その旨を様式（現在作成中）等に記載ください。

※ 不明な場合には、前広にご相談ください。

Q 1－8 規則第3条第2号に規定する「事務内容の類似性」は、どのように判断すればよろしいですか。

A 1－8 まず、どの法定事務に類似するかについて、現在の法定事務において、基本的には、大きく事務の内容を以下の三つの場合に分類することができると考えられますので、そのうえで類似性を判断することとしています。

- (1) 地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益を移転する場合）
- (2) 地方公共団体からサービスを給付するものである場合（地方公共団体が直接的にサービスを給付する場合とし、委託を受けたものがサービスを給付する場合を除く。）
- (3) 地方公共団体から金銭を貸与するものである場合

次に、当該法定事務に係る別表第二主務省令のどの事務手続に類似するかについて、別表第二主務省令で定める事務の類型（例：審査に関する事務、認定に関する事務、変更に関する事務等）との類似性をもって判断することとしています。

Q 1－9 規則第3条第3号に規定する「提供者の同一性」は、どのように判断すればよろしいですか。

A 1－9 番号法別表第二第三欄に規定する情報提供者と一致している場合のみ、情報連携の対象となります。

Q 1－10 規則第3条第3号において、「提供者」は同一とありますが、「照会者」については記載がありません。法定事務における情報照会者と、独自利用事務における情報照会者は、異なる主体でもよいのですか。

A 1－10 お見込みの通り、情報照会者は要件ではありませんので、異なる主体でも構いません。

Q 1－11 規則第3条第3号の「情報提供者と同一又は当該情報提供者のいずれかに該当する者」のうち、「いずれかに該当する者」は、具体的に何を指していますか。

A 1－11 情報提供者が複数規定されている場合に、いずれかに該当すれば要件を満たすことを意味しています。例えば番号法別表第二第三欄で情報提供者が「都道府県知事等」、「市町村長」と規定されている場合、独自利用事務の情報提供者は、都道府県知事等及び市町村長となりますが、そのいずれか一方でも構わぬことになります。

Q 1－12 独自利用条例において定める提供を求める特定個人情報の範囲を、番号法別表第二において定められているもの全てではなく、一部のみとしてもよいですか。例えば住民票関係情報と地方税関係情報の提供が認められている場合、住民票関係情報は取得せずに、地方税関係情報のみ取得する場合等を想定しています。

A1－12 お見込みのとおり、一部のみ取得するとすることも可能です。

Q 1－13 規則第3条第3号に規定する「特定個人情報の範囲」が「同一又はその一部」とはどのような意味ですか。

A 1－13 提供する特定個人情報の範囲が一致する又はそれに包含される場合を指しています。例えば番号法別表第二において住民票関係情報及び地方税関係情報の提供が認められており、独自利用事務で必要とする特定個人情報も同じ、あるいはその一部である場合（住民票関係情報及び地方税関係情報が必要な場合又はいずれかのみが必要な場合等）、を想定しています。

Q 1－14 参照する情報が異なる場合（例えば法定事務では保護者の市町村民税所得割額が提供の対象となっているが、当該法定事務に準ずることとする独自利用事務においては市町村民税均等割額の提供を求めたい場合等）は、当該特定個人情報を取得することは可能ですか。

A 1－14 独自利用事務の情報連携で提供の対象となるのは、番号法別表第二においてそれぞれの法定事務に応じて規定されている特定個人情報であり、データ標準レイアウトにて具体的に規定されているものになります。

Q 1－15 番号法別表第二主務省令において、例えば「納税義務者」の市町村民税に関する情報とあるものにつき、「その配偶者や扶養義務者」又は「世帯分離者」の市町村民税に関する情報にまで範囲を拡大して取得することができますか。これも、規則第3条第3号の「特定個人情報の範囲と同一」といえますか。

A 1－15 条例等の根拠規定において、当該事務において必要な範囲の者の情報を明示し、届出において具体化されていれば可能であると考えており、本件のような対象者の拡大については認めているところです。ただし、対象者を拡大する場合には、当該特定個人情報を取得及び利用することの必要性やリスクについて、各団体において慎重に検討していただくようお願いします。

Q 1－16 事務の遂行において「地方税関係情報」が必要なのですが、準ずる法定事務では「地方税関係情報」が取得できません。番号法別表第二の準ずる法定事務において提供の

対象となる特定個人情報以外についても、独自利用事務の情報連携の対象となりますか。

A 1-16 番号法別表第二に掲げる特定個人情報以外の新たな特定個人情報について情報連携の対象とすることは、現時点では想定していません。理由は以下のとおりです。

情報連携については、特定個人情報の適正な取扱いの観点から、情報提供ネットワークシステムを使用することとしています。

番号法別表第二の特定個人情報については、情報提供ネットワークシステムを通じて提供（情報連携）されることが国民においても公知のものとなっており、また、データ標準レイアウトをはじめとした情報提供ネットワークシステムを使用するための体制整備が進められているところです。

一方、独自利用事務の情報連携は、ある地方公共団体において独自に条例で定める事務について、他の地方公共団体や国の機関等から特定個人情報が提供（情報連携）されることとなります。法別表第二の法定事務において提供の対象となる特定個人情報以外の新たな特定個人情報について提供の対象となることを可能とする場合、当該地方公共団体以外の住民や国民一般にとって、①当該特定個人情報を新たに提供することについて、情報提供ネットワークシステムをはじめとするシステムの整備が必要となること、②当該特定個人情報に係るデータ標準レイアウトの準備を当該地方公共団体以外の団体及び国に義務付けることとなること、など各団体において過大な負担や事務が生じること、また漏えいのリスクが高まり得ることになると考えられます。

Q 1-17 情報連携の対象となる独自利用事務は、実質的に「上乗せ・横出し事務」に限られてしまうのですか。

A 1-17 上乗せ・横出し事務に限らず、規則で定める要件に合致すると委員会が認めるものとなります。

Q 1-18 同一団体他機関間の情報提供においても、独自利用事務の情報連携の対象になるのですか（例：同一地方公共団体の知事部局と教育委員会間での提供の場合）。

A 1-18 法定の情報連携と同様に独自利用事務の情報連携の対象になります。なお、番号法第19条第9号に基づく条例を定める場合は、情報提供ネットワークシステムを使用しない特定個人情報の提供も可能となります。

Q 1-19 情報提供ネットワークシステムを使用することや、番号法第22条第1項の情報提供者の提供義務、同条第2項の添付書類の省略に関する規定、第23条の情報提供等の記録に関する規定、第69条の罰則規定は、独自利用事務の情報連携に適用されるのですか。

A 1-19 上記の点については、平成27年9月3日に番号法が改正され、同法新第19条

第8号に基づく独自利用事務の情報連携についても同法新第26条により同法第21条第2項から第25条までの規定が準用されることとなったところです。詳細は、改正法第6条関係（改正番号法第19条第8号及び26条）をご確認ください。

Q 1-20 同じ窓口で複数の独自利用事務を行う場合、まとめて一つの独自利用事務として情報連携することは可能ですか。

A 1-20 独自利用事務の単位は番号法別表第二に定める法定事務の単位で準ずるか否かを判断しており、窓口が同じという理由のみで判断することとはしていません。

Q 1-21 同じシステムで複数の独自利用事務を行う場合、まとめて一つの独自利用事務として情報連携することは可能ですか。

A 1-21 独自利用事務の単位は番号法別表第二に定める法定事務の単位で準ずるか否かを判断しており、システムが同じという理由のみで判断することとはしていません。

Q 1-22 事務の単位はどのように考えればよいですか。「審査」は○の項、「決定」は△の項など、事務の過程ごとに別の法定事務に準ずるとして届出することはできますか。

A 1-22 独自利用事務の単位は番号法別表第二に定める法定事務の単位で準ずるか否かを判断しており、それぞれの法定事務の項に該当する主務省令の号ごとに判断する必要があります。よって、ご質問のように事務の過程ごとに別の法定事務に準ずるとして届出することはできないこととしています。

Q 1-23 平成27年9月3日に番号法が改正され、独自利用事務の情報連携を行う根拠規範が、番号法第19条第14号及び同号に定める規則から番号法（改正番号法）第19条第8号及び同号に定める規則となります。独自利用事務の情報連携に関する手続も大幅に変更になるのですか。

A 1-23 今後、適切な時期に、改正番号法第19条第8号に基づく個人情報保護委員会規則を定める予定ですが、基本的には従前の手続によることとしています。

2：独自利用事務の根拠規範に関する質問

Q 2-1 独自利用事務の根拠規範は、条例で定められている必要がありますか。規則や要綱でも定められていても情報連携することは可能ですか。

A 2-1 独自利用事務条例をどのように規定するかにもよりますが、一般的に、ある条例で定める対象となる事務については、条例で定められていることが、通常の法令上の規定

の仕方ではないかと考えられますので、第9条第2項の条例が定める対象事務の根拠も、条例で規定されていることが望ましいと考えています。

ただし、当該独自利用事務条例において、当該事務の根拠となる規則や要綱等の内容を番号法別表第二と同程度の粒度で書き下し（※）、当該条例を制定する地方公共団体において内容が特定できることとし、かつ、公知性を担保するため、インターネット等でその内容が公表されていれば、情報連携は可能と考えています。

※ 法別表第二と同粒度で書き下した例は以下のとおりです。どこまでの粒度で書き下すかについては、各団体において適切に判断していただくようお願いします。

「別表第一（第〇条関係）「私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）における教育の振興及び授業料等の負担の軽減を図るための事業であって規則で定めるものの実施に関する事務であって規則で定めるもの」

Q 2－2 A 2－1 で「公知性を担保するため、インターネット等でその内容を公表する」とありますが、インターネット以外では何が想定されますか。窓口で要綱等を閲覧できるようにするという対応は可能ですか。

A 2－2 全ての人が自由に閲覧・視聴できる必要があるため、基本的にはインターネットでの公表を想定しています。ご質問のように、窓口にいらした方のみ閲覧できるだけでは、公知性が担保されているとは認められないものと考えています。

Q 2－3 現在、本市では要綱等は公表していません。独自利用事務の情報連携をするためには、いつまでに要綱等を公表すればよいですか。

A 2－3 届出をするまでには公表していただくようお願いします。

Q 2－4 要綱等を公表する際、公表するのは関係条文の抜粋でよいですか。条文全て公表しなければいけないですか。

A 2－4 住民や他の地方公共団体にとって分かりやすいよう、全てを公表することが望ましいと考えていますが、各団体において必要な関係条文を抜粋していただくことは差し支えありません。

Q 2－5 当該特定個人情報を取得及び利用できる根拠が、条文から明確に読み取れません。このような場合でも、特定個人情報は取得することはできますか。

A 2－5 ご質問の場合には、特定個人情報を取得することは認められないものと考えています。

Q 2－6 根拠規範は条例ですが、独自利用事務の情報連携を希望する特定個人情報の取得及び利用できる根拠規定が規則等の下位規範に委任されている場合は、届出書の記載及び公表はどうすればよいですか。

A 2－6 条例及び下位規範の両方を届出書に記載し、公表していただくようお願いします。

Q 2－7 特定個人情報を取得及び利用できる根拠規定として、「市長が別に定めるもの」としか記載されていない場合でも、特定個人情報を取得できますか。

A 2－7 ご質問の場合には、当該特定個人情報を取得及び利用できる根拠が、条文から明確に読み取れないと認められないと考えています。

Q 2－8 根拠規定が本文ではなく、申請書などの様式にしか記載されていない場合でも、特定個人情報を取得できますか。

A 2－8 ご質問の場合には、当該特定個人情報を取得及び利用できる根拠が、条文から明確に読み取れないと認められないと考えています。

Q 2－9 国からの通知のみを根拠に事務を実施している場合など、地方公共団体において独自の根拠規範を持っていない場合でも、特定個人情報を取得できますか。

A 2－9 独自利用事務である以上、基本的には、各地方公共団体において独自の根拠規範が必要であると考えています。

Q 2－10 県から補助金を受け取るために地方税関係情報を取得しているのですが、当該情報を取得できる根拠規定がありません。この場合でも、特定個人情報を取得できますか。

A 2－10 ご質問の場合には、当該特定個人情報を取得及び利用できる根拠が、条文から明確に読み取れないと認められないと考えています。なお、この場合、現行の事務実施においては、転居者等について納税証明書等の添付を義務付けている場が多いところであり、事実上要件を課しているものと見ることができるものと考えられます。こうした事実上の要件について、根拠規範で明示いただければ取得は可能となるものと考えています。

Q 2－11 根拠規範に、A 1－7 でいう「キーワード」がないのですが、趣旨又は目的が同一であることは間違いません。なお、本独自利用事務における根拠規範は条例なの

で、このためだけに改正を行うのは現実的ではありません。この場合、どのように対応すればよろしいですか。

A 2-11 根拠規範の内容から、準ずる法定事務の趣旨又は目的と、独自利用事務の趣旨又は目的が同一であること及び実態があることが明らかである場合には、必ずしも「キーワード」の一致のみを要件とするることは考えていません。

ご質問の場合は、現在、別途様式（現在作成中。委員会に提出後は、各団体において公表していただくことを想定）を作成していただくことを検討しています。今後、随時情報提供していく予定です。

Q 2-12 根拠規範において、提供を求める情報についてどの程度の粒度で記載されれば、「特定個人情報を取得できる根拠」と認められるのですか。例えば要綱等において「助成を受ける者の要件」として「市県民税の所得割非課税の者」と明記している場合には、その規定が地方税関係情報を取得できるための根拠と認められますか。

A 2-12 上記A 2-7 やA 2-8 のような場合を除き、各団体において責任をもって規定していただければ問題ないものと考えています。なお、ご質問の場合は、根拠として認められると考えます。

3 : 情報連携の対象となる事例に関する質問

【一般】

Q 3-1 第 55 回特定個人情報保護委員会において公表された情報連携の対象となる独自利用事務の事例について、どのような理由でこれらの事務を対象としたのですか。

A 3-1 平成 27 年 5 月末から 7 月上旬にかけて行ったヒアリングにおいて、要望が多く、かつ、規則で定める要件に該当すると現時点で判断できるものを対象としています。

Q 3-2 ここに示されていない独自利用事務については、情報連携の対象とはならないということですか。

A 3-2 今後、平成 27 年の秋を目指として地方公共団体及び関係省庁を含む検討会を設置することとしており、そこで検討することとしています。

Q 3-3 示されている事務について、一つの条例で処理しており、対象者ごとに準ずる法定事務を分離することで事務が煩雑になることが予想されます。準ずる法定事務をどれか一つにまとめて届出をすることは可能ですか。

A 3-3 独自利用事務の単位は番号法別表第二に定める法定事務の単位で準ずるか否かを判断しており、条例が同じという理由のみをもって、まとめて一つの独自利用事務とし

て情報連携することはできません。準ずる法定事務ごとに分けて届出をしていただくようお願いします。

Q 3－4 たとえば子どもの医療費助成の事務について法別表第二の第9の項や第74の項に準ずることができるなど、準ずることができると法定事務が複数示されている独自利用事務について、どちらを選択するのが適切ですか。

A 3－4 各団体において、根拠規範の規定や必要な特定個人情報を精査したうえで、適切な方を選択していただくようお願いします。

【医療費助成関係】

Q 3－5 全ての医療費助成に関する事務を一つの条例、一つの窓口で行っているのですが、対象者ごとに分けて法定事務に準じなければいけないのですか。

A 3－5 独自利用事務の単位は番号法別表第二に定める法定事務の単位で準ずるか否かを判断しており、窓口が同じという理由のみで判断することとはしていません。(A 1－20 参照)

Q 3－6 医療費の助成に関する事務や手当の支給に関する事務について、委員会で示された事務類型の対象者と、本市の事務における対象者が一致しているか判断できません。直接委員会に問い合わせてもよろしいですか。

A 3－6 都道府県単位で共通の方法で事務を行っていることがあると聞いておりますので、まずは都道府県のご担当者の方にご確認いただき、それと異なることが明らかである場合には直接お問い合わせいただければと思います。

【教育・保育関係】

Q 3－7 A 1－7 で、趣旨又は目的が同一であるためには対象者が原則法定事務と一致していることとありますが、番号法別表第二の113の項の「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」について、本来の対象者である「高等学校等の生徒等」だけではなく、小中学生や幼稚園児まで対象を広げた理由は何ですか。

A 3－7 若年層の家庭は比較的転居が多いこと、地方公共団体からのニーズ等を考慮して、委員会の政策的な判断により対象を広げることとしています。

Q 3－8 番号法別表第二の113の項の「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」は、申請者に対して支給することとされていますが、

独自利用事務において、高校等の設置者に対して補助金を支出する方式を採用することは可能ですか。

A 3-8 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第7条に「支給対象高等学校等の設置者は、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。」とあり、法定事務の事務実施においても同様とされていることから、類似と見ることができると考えています。

なお、この場合、高校等の設置者は、番号法第9条第3項で規定する個人番号関係事務実施者（条例の規定により、当該独自利用事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者）となるため、当該独自利用事務の根拠規範が条例以外の場合（規則や要綱等の場合）は、独自利用条例において個人番号関係事務及び同事務実施者として定めるか、事務の根拠規範である要綱等を条例とし、その中で個人番号関係事務及び同事務実施者として定めが必要になると聞いているところです。

Q 3-9 授業料等の「免除」の事務を、支援金等の「支給」の事務に類似していると判断してよろしいですか。

A 3-9 「経済的利益の移転」という意味で、類似と見ることができると考えています。

Q 3-10 保育料の補助金の支給に関する事務についても、番号法別表第二の113の項の「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」に準ずることは可能ですか。

A 3-10 当該法定事務の目的が「教育の機会均等」であるため、保育関係の事務について趣旨・目的が同一と見ることは難しいと考えています。

Q 3-11 番号法別表第二の113の項の「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」について、対象者を大学生や専門学校等まで広げることは認められますか。

A 3-11 「中等教育」と「高等教育」とで対象者及び目的が異なっていることから、大学生や専門学校等まで対象を広げることは難しいと考えています。ただし、高等専門学校（第一学年から第三学年まで）や専修学校の高等課程等は、法定事務と同様に対象となります。

Q 3-12 高等学校等の学び直し等のための就学支援金の支給に関する事務の場合、対象

者の年齢に上限はありますか。

A 3-12 独自利用事務の根拠規範において具体的に定められていれば、上限はありません。

Q 3-13 通学費の補助金の支給に関する事務について、番号法別表第二の113の項の「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」に準ずることは可能ですか。

A 3-13 3要件を満たすのであれば、可能と考えています。

Q 3-14 就学援助に関する事務について、なぜ医療費だけ独自利用事務の情報連携の対象とならないのですか。医療費もまとめて対象とすることは可能ですか。

A 3-14 就学援助の医療費については、番号法別表第二の38の項「学校保健安全法による医療費に要する費用についての援助に関する事務」として定められており、法定の情報連携の対象となっているため、独自利用事務の情報連携の対象とはならないと考えられます。

Q 3-15 独自利用事務の「学資の貸与に関する事務」について、卒業後の返還免除規定があります。この場合「貸与」を「支給」とみなして、番号法別表第二の113の項の「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」に準ずることは可能ですか。

A 3-15 当該貸与が無利子であり、かつ、卒業後の返還免除規定がある場合のように、「貸与」であっても実質的に「支給」と認められる場合には、準ずることは可能であると考えています。

Q 3-16 情報連携の対象となる独自利用事務の事例として記載されている「特別支援教育就学奨励費に関する事務（負担金に係る事務）以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務（補助金に係る事務）」について、独自利用事務として条例を定める場合、どのように規定すればよろしいですか。（例：○○に関する事務であって規則で定めるもの）

A 3-16 以下のとおり、関係省庁から条例の参考例が情報提供されたと聞いています。

【都道府県】

特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）によるものを除く。）であつて規則で定めるもの

【市町村】

小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの

Q 3-17 「特別支援教育就学奨励費に関する事務（負担金に係る事務）以外の事務であつて、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務（補助金に係る事務）」について、独自利用事務として条例を定める場合、次の者は対象になりますか。①特別支援学校の小学部及び中学部のうち法定事務の対象とならない児童生徒又はその保護者②特別支援学校の幼稚部及び高等部の専攻科の幼児生徒又はその保護者③小・中学校及び中等教育学校前期課程の特別支援学級に在籍する児童生徒又はその保護者④小・中学校及び中等教育学校前期課程の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒又はその保護者

A 3-17 ご質問の範囲も対象とすることができます。

【公営住宅関係】

Q 3-18 番号法別表第二の31の項の「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」について、番号法別表第二主務省令第22条第10号で「公営住宅法第48条の条例で定める事項に関する事務」と規定されていますが、この範囲が分からぬいため、法定事務として連携できるのか、独自利用事務として情報連携を検討するのか判断がつきません。法定事務（独自利用事務）の範囲はどのように判断すればよいのですか。

A 3-18 関係省庁から、「国の補助が入っている住宅に関する事務」が対象であり、「国の補助が入っていない住宅に関する事務」は公営住宅法第48条で定める事項に関する事務には該当しないと聞いています。

【生活保護関係】

Q 3-19 A 2-9では、「各地方公共団体において独自の根拠規範が必要」とありますが、「行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務」は国からの通知（昭和29年5月8日付社発第382号厚生省社会局長通知）に基づいています。情報連携するためには、新たに要綱等を定める必要がありますか。

A 3-19 各地方公共団体において、法規担当等とご相談のうえ適切にご判断ください。委員会としては、番号法第9条第2項に基づき定める条例において、対象者や提供を求める特定個人情報が明確に規定されていれば、情報連携は可能であると考えています。なお、当該通知を根拠規範とする場合、同通知は厚生労働省法令等データベースサービスにて公表されていることから、各団体において公表する必要はないものと考えています（各団体において、自主的に公表していただくことを妨げる趣旨ではありません）。

ん。)。

<http://wwwhourei.mhlw.go.jp/hourei/html/tsuchi/contents.html>

【母子等に対する給付金関係】

Q 3-20 番号法別表第二の 65 の項の「母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務」に準ずるものとする独自利用事務「ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務」について、目的規定に「自立」や「生活の安定」といった語しか掲げられていないのですが、これらを委員会で示している「福祉の増進（向上）」等に類する語として情報連携することは可能ですか。

A 3-20 同一の目的と見ることができる実態があるときは、情報連携することは可能であると考えています。

【障がい、介護関係】

Q 3-21 番号法別表第二の 94 の項の「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務」のうち「保険給付のうち、市町村特別給付の支給に関する事務」と「地域支援事業の実施に関する事務」並びに番号法別表第二第 108 の項の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務」のうち「地域生活支援事業の実施に関する事務」は、まだ主務省令が制定されておりませんが、独自利用事務として情報連携は可能ですか。

A 3-21 「市町村特別給付の支給に関する事務」、「地域支援事業の実施に関する事務」及び「地域生活支援事業の実施に関する事務」については、独自利用事務として条例で制定すること及び規則で定める要件を満たす場合、当面の措置として独自利用事務の情報連携が可能となるよう関係省庁と整理したところです。

※ 情報連携を行う場合には、独自利用事務として条例で制定する必要がありますので、ご注意ください（情報連携が不要の場合は、番号法別表第一及びこれに係る主務省令を根拠に個人番号を利用することが可能であるため、条例の制定は不要です。）。

Q 3-22 別紙「情報連携の対象となる番号法第 9 条第 2 項の条例で定める事務の事例等について」の 9(1)アに記載されている「介護者に介護用品等を支給する場合であって、当該事務の効果が要介護者に明らかに及ぶ場合」とはどのような場合ですか。

A 3-22 紙おむつなどの介護用品を介護者に支給する場合等を想定しています。ただし、介護者に対して慰労金を支給するような事務の場合は、その趣旨について「当該事務の効果が要介護者に明らかに及ぶ場合」と判断するのは難しいものと考えています。

Q 3-23 電話・寝具の貸与について、「貸与」とありますが、原則として返還する必要がないため実質的には「支給」に近いものとなっています。このような場合に、「支給」とみなして番号法別表第二の108の項の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務」に準ずること可能ですか。

A 3-23 ご質問の場合には、お見込みのとおり「支給」とみなし、上記法定事務に準ずることが可能と考えています。

Q 3-24 利用者から費用を徴収している給付事務についても、金銭及び物品を支給するもの（経済的利益の移転）と整理することは可能ですか。

A 3-24 徴収している費用が、市場価格より安価な場合等においては、その差額分を「支給」とし、経済的利益の移転と整理することは可能であると考えています。

【その他】

Q 3-25 情報連携を希望する事務について、「法定事務」なのか「独自利用事務」なのか判断がつきません。このような場合は、特定個人情報保護委員会に確認すればよいですか。

A 3-25 法定事務の根拠法律を所管する関係省庁にご確認ください。

4：登録、届出等の手続に関する質問

Q 4-1 ヒアリングに提出していない事務についても、今回事前登録及び届出することは可能ですか。

A 4-1 ヒアリングの実施の有無に関わらず可能です。

Q 4-2 事前登録をした場合、必ず届出をしなくてはいけませんか。検討の結果、最終的に届出をしないという対応は可能ですか。

A 4-2 可能です。あくまで、現時点での意思確認になります。

Q 4-3 事前登録期間を超過してしまった後、検討の結果、やはり届出をするという対応は可能ですか。

A 4-3 システムの都合上難しい可能性が高いと考えられますので情報連携を前向きに検討している独自利用事務については、幅広に事前登録していただければと思います。

Q 4-4 事前登録期間は一度だけですか。

A 4-4 詳細については関係省庁と協議中です。

Q 4－5 事前登録は、機関別（首長、教育委員会等）で登録する必要がありますか。それとも、団体としての件数を登録すればよいですか。

A 4－5 機関別で登録していただく必要があります。具体的には、番号法別表第二の37の項と113の項について教育委員会が実施する場合があり得ると想定していますので、登録の際にはご留意願います。このほかの事務について、首長部局以外で実施する場合はご相談ください。

Q 4－6 事前登録すべき対象事務件数は、どのように考えればよいですか。

A 4－6 届出の件数と一致するよう登録してください。（基本的には、その独自利用事務の根拠規範となる条例等の数と一致すると思われますが、対象者が複数になる場合にはご注意ください。）

例えば「A市子ども医療費助成条例」に基づく「児童」を対象とした「医療費助成に関する事務」の場合、事務件数は「1」となります、「B市福祉医療費助成条例」に基づく「児童、障がい者、高齢者」を対象とした「医療費の助成に関する事務」の場合、対象者ごとに分けて届出をしていただく必要があるため、根拠規範は一つでも事務件数は「3」となります。

※ 事前登録の趣旨は、システム改修の関係で、現段階での「届出件数（=対象事務件数）」を把握することです。正確な数字が必要ですので、件数の数え方等で、ご不明な点がございましたら、事前にお問い合わせいただくようお願いします。

Q 4－7 正式な届出をする前に、特定個人情報保護委員会に内容を確認してもらう必要がありますか。

A 4－7 要件該当性等について疑義があるものは、事前にお問い合わせいただくようお願いします。

Q 4－8 独自利用に係る条例を制定する前の案段階でも、委員会へ届出をすることはできますか。

A 4－8 届出事項に条例も含まれるため（規則第4条第2号）、条例制定後でなければ届出することはできません。

Q 4－9 平成29年7月からの情報連携に間に合わせるためには、いつまでに条例を制定すればよいのですか。

A 4－9 総合運用テストの実施（平成28年7月頃を予定）や、特定個人情報保護評価等

の必要な手続に鑑み、原則として、年度内に条例を制定（少なくとも議会に上程）するスケジュールで検討するようお願いします。

Q 4-10 届出をする際、根拠となる条例、規則、要綱等は、「施行」されている必要がありますか、それとも「公布」されていればよいですか。

A 4-10 「公布」されていれば足りると考えています。

Q 4-11 事務処理特例の対象としている事務を独自利用事務とした場合、事前登録の主体は都道府県ですか、市区町村ですか。

A 4-11 事前登録については、都道府県と調整の上、各市区町村で行っていただく必要があります。

Q 4-12 事務処理特例の対象としている事務を独自利用事務とした場合、届出の主体は、都道府県ですか、それとも事務処理を行っている市区町村ですか。

A 4-12 原則、都道府県で届出をしていただくようお願いします。その際、届出の備考欄に「当該事務は条例による事務処理特例制度を活用しており、○○市が処理している。」と記載していただくなど、実際に事務処理を行っている市区町村を明示していただくようお願いします。なお、独自利用事務として番号を利用すること、加えて情報連携を行うことについて、事務処理を実際に行う市区町村の同意を得ていただくようご配慮願います。

※ なお、当該独自利用事務に係る特定個人情報保護評価は、実際に特定個人情報ファイルを取り扱う事務を行う機関においてなされる必要がありますのでご注意願います。

Q 4-13 今後、番号法の改正、主務省令の改正があると、独自利用事務として定めるべき事務の内容が変更する可能性があります。その際には、届出を再度提出する必要がありますか。

A 4-13 現在検討中ですが、ご質問の場合は届出を修正するか、再度提出する必要があると考えられます。具体的にはその際にご相談ください。

Q 4-14 届出の内容は、特定個人情報保護委員会においてどのような形で公表されるのですか。

A 4-14 現在検討中ですが、届出された「準ずる法定事務の番号法別表第二の項」、「地方公共団体の名称」等を公表することを想定しています。

Q 4-15 届出の内容を、自団体のホームページ等で公表する必要はありますか。

A 4-15 現在検討中ですが、当委員会における公表に併せて各団体においても公表していただくのが、住民にとっては利便性が高いものと考えられます。

Q 4-16 今回のようなヒアリングは、今後も定期的に開催されるのですか。

A 4-16 なんらかの形で各団体の需要を把握する必要があるとは考えておりますが、今回のような大規模のヒアリングは現在予定していません。

Q 4-17 平成 29 年 7 月からの情報連携を第一弾とした場合、第二弾以降はいつから開始となりますか。

A 4-17 関係省庁と調整中ではありますが、第一弾以降の開始時期は平成 30 年 4 月、平成 31 年 4 月を予定しており、その後は毎年 4 月スタートでルーティン化できればと考えており、また、情報連携できる事務の順次追加も予定しています。

Q 4-18 平成 30 年 4 月から情報連携を開始する事務のスケジュールについては、いつ頃に示されるのですか。

A 4-18 未定ですが、1~2 年前程度を目途に、スケジュールを示していきたいと考えております。

Q 4-19 平成 30 年 4 月以降において情報連携が可能な事務は、どのように検討されるのですか。

A 4-19 主務省令の制定状況や地方公共団体及び関係省庁を含む検討会を通じて、検討していく予定です。

Q 4-20 どのような変更について、規則第 4 条第 5 項の届出が必要となりますか。

A 4-20 委員会に届け出た条例に係る事項や届出事務の内容、提供を求める特定個人情報に変更が生じた場合等を想定しています。

Q 4-21 届出から公表まで、どの程度時間がかかりますか。

A 4-21 現在検討中ですが、各団体におけるシステム改修等のスケジュールを考慮し、関係省庁と協議しながら進めてまいります。

Q 4—22 最後までスケジュールが記載されていませんが、いつ頃確定しますか。

A 4—22 関係省庁と協議のうえ、確定させたいと考えています。随時情報提供していきます。

5：改正番号法第 26 条において読み替える第 22 条に基づく条例（限定条例）に関する質問

Q 5—1 この条文で規定されている「個人情報保護委員会規則」はいつ頃定められますか。また、この手続は具体的にどのようなものになるのですか。

A 5—1 現在検討中です。

Q 5—2 各地方公共団体は、限定条例の制定及び委員会への申出をするか否かについて、どのような情報をもとに判断すればよいですか。委員会側からの情報提供はありますか。

A 5—2 独自利用事務に係る情報連携に関して委員会に対して行う届出の内容を、委員会のホームページ上で公表し、必要に応じて検索できるようにすることを検討しています。

Q 5—3 各団体における限定条例の制定状況は公表されるのですか。

A 5—3 公表する方向で検討しています。

Q 5—4 今後、当該条例の書きぶりのイメージなどは示されますか。

A 5—4 現在検討中です。

6：その他

Q 6—1 規則第 2 条において、地方税関係情報については本人同意が必要と規定されていますが、なぜ独自利用事務の連携の場合だけ本人同意が必要になるのですか。

A 6—1 当該規定は地方税法第 22 条を受けたものであり、独自利用事務の情報連携の場合だけでなく、番号法第 19 条第 7 号の情報連携の場合にも本人同意が必要になると聞いております。

Q 6—2 番号法第 19 条第 7 号の情報連携において、本人同意が必要な事務とはどの事務になるのですか

A 6—2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）第 60 条に基づく内閣府・総務省共同告示において、明文で規定されると聞いており

ます。